

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成27年11月20日 07時15分ごろ
発生場所	島根県出雲市大社港西北西方沖 大社港第2沖防波堤灯台から真方位293° 1.7海里付近 （概位 北緯35° 24.7′ 東経132° 37.8′）
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、西北西進中、出雲日御碕南方沖の定置網の敷設用ワイヤに乗り揚げた。 プレジャーボート（船名なし）は、船底外板等に擦過傷を生じ、また、定置網は、敷設用ワイヤに擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月8日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者等	なし
損傷	本船 船底外板及び推進器軸等に擦過傷 定置網 敷設用ワイヤに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、大社港を出港し、出雲日御碕南方沖を西北西進していたところ、定置網の敷設用ワイヤに乗り揚げた。 本船が乗り揚げた定置網は、海上保安庁刊行の漁具定置箇所一覧図に記載されていなかった。 船長は、左舷船首方にブイを視認したものの、そのブイを刺網のブイだと思い、ブイを左舷方に見ながら航行を続けていた。
分析	本船は、出雲日御碕南方沖を西北西進中、船長が定置網のブイを刺し網のブイと思ったことから、定置網設置水域内に進入し、定置網の敷設用ワイヤに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、出雲日御碕南方沖を西北西進中、船長が定置網のブイを刺し網のブイと思ったため、定置網設置水域内に進入し、定置網の敷設用ワイヤに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 双眼鏡を使用するなど、見張りを適切に行うこと。